国松地区まちづくり申し合わせ書

(趣旨)

第1条 国松土地区画整理準備組合(以下「準備組合」という。)は、乱開発を抑制し、未来に向かって良好なまちづくりを推進することを目的として、次のとおり申し合わせ(以下「申し合わせ書」という)をし、準備組合員(準備組合規約第5条)一同これを遵守することとする。

(対象の区域)

第2条 申し合わせ書の対象となる区域は、別紙、国松地区 区域図に示す区域とする。

(本会と市の役割)

第3条 準備組合は、申し合わせ書に基づき、未来に引き継ぐ良好なまちづくりを実現するため積極的に行動し、寝屋川市に対し必要な助言及び指導を求めるものとする。

(土地利用の制限)

- 第4条 準備組合員は、準備組合員所有の土地を転用または第三者へ転売 もしくは賃貸等転用する場合は、土地利用計画等について準備組合へ諮 ることとする。
- 2 前項の場合において、当該土地を、①生活環境や営農環境の悪化、防 災上の問題がある場合、②青少年の健全な育成に支障がある設備、③そ の他準備組合として望ましくない施設・用途へ転換しようとする場合、 準備組合が一定の制約を課すことを了承する。

(営農環境の保全)

第5条 準備組合員は、農との共存を図るため、農作業が支障なく行われるよう相互に協力し、営農環境の保全に努める。

(申し合わせ違反者に対する措置)

第6条 申し合わせ書に違反があった時は、準備組合の理事会(以下「理事会」という。)と違反者で協議し、改善が図られない場合は、理事会の議決を経て、準備組合がその氏名及び違反の内容を準備組合員に公表する。

(申し合わせ書の有効期間)

第7条 申し合わせ書は、準備組合が存続する間有効とする。

(補足)

- 第8条 申し合わせ書を対象地区の関係者に広く知らせるため、まちづく りニュースの作成等を行い、周知に努めるものとする。
- 2 申し合わせ書の運用にあたっては、準備組合において適正かつ公正に 努めるものとする。
- 3 申し合わせ書の事項に疑義が生じた場合又は申し合わせ書に定めの ない事項については、理事会にて協議を行うものとする。
- 4 申し合わせ書の内容について、変更する必要が生じた場合又は新たに 定める必要が生じた場合は、理事会にて協議を行い、総会で定めるもの とする。
- 5 準備組合員の氏名等に変更のあった場合は、準備組合に連絡するものとする。

附則

申し合わせ書は、令和4年9月30日から施行する。

国松土地区画整理準備組合 準備組合員一同

国松地区 区域図

